

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和2年4月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例並びに不動産取得税及び固定資産税に係る特例措置に関する細目等を定める。

2 主な改正の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する細目

- ① 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について、その対象となる地方団体の徴収金の期日等の細目を定める。
- ② 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続を定める。

(2) 新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例に関する細目

新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例措置について、その適用を受けるための耐震改修に係る契約締結の期限を定める。

(3) 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例に関する細目

新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産等の細目を定める。

3 施行期日

原則として公布の日